

米子市監査委員告示第4号

定期監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年4月11日

米子市監査委員 陶 山 晃
米子市監査委員 野 坂 正 史
米子市監査委員 矢田貝 香 織

1 監査の対象

(1) 企画課

(2) 地方創生推進課

2 監査の範囲

主として平成29年4月1日から同年12月末日までに執行された財務に関する事務

3 監査期日

平成30年2月26日

4 監査を執行した監査委員

陶山 晃・野坂正史・矢田貝香織

5 監査の主眼点

予算の執行と経理事務、公有財産の管理事務及び物品の管理事務を重点とし、財務に関する事務が法令等に準拠して、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼に実施した。

6 監査の方法

全件又は抽出により関係書類の検査及び関係職員からの聴き取りを行い、

必要に応じ実査した。

7 監査対象の概要及び監査の結果

監査対象の概要及び監査の結果については、次のとおりである。また、改善又は検討を要する事項については、当該箇所に述べるとおりである。

なお、事務処理上細部にわたる留意すべき事項は、監査の時点で口頭により指摘したので、本報告には省略した。

[企画課]

1 監査対象の概要

企画課の配置は別図1のとおりで、所掌する事務は次のとおりである。

- (1) 総合計画に関すること。
- (2) 重要施策の企画立案に関すること。
- (3) 政策的予算への関与に関すること。
- (4) 地域振興施策の調整に関すること。
- (5) 庁議に関すること。
- (6) 広域行政に関すること。
- (7) 重要施策に係る部（淀江支所を含む。）及び課間の連絡調整に関すること。
- (8) 行政評価に関すること（総務部行政経営課の所掌に属する事項を除く。）。
- (9) 市長の特命事項に関すること。

また、平成29年度一般会計歳入歳出予算執行状況（平成29年12月末日現在）は別表1のとおりであった。

2 監査の結果

(1) 予算の執行と経理事務

ア 旅行に関する事務については、次の不適切な処理があった。

(ア) 旅行命令書において、正当決裁者の決裁を受けていないものがあつたので、米子市事務専決代決規程（平成17年米子市訓令第2号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(イ) 出張復命書において、正当決裁者の決裁を受けていないものがあつたので、米子市事務専決代決規程の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

イ 収入に関する事務については、次のとおりであった。

(ア) 諸収入においては、適正に処理されていた。

(イ) 国庫支出金においては、調定日を誤っているものがあったので、米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

ウ 報酬に関する支出事務については、適正に処理されていた。

エ 需用費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

オ 役務費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

カ 使用料に関する支出事務については、適正に処理されていた。

キ 負担金に関する支出事務については、適正に処理されていた。

ク 時間外勤務に関する事務については、適正に処理されていた。

(2) 物品の管理事務

ア 備品の管理に関する事務については、備品台帳を基に、現品と照合した結果、数量は符合した。

イ 郵便切手類の管理に関する事務については、郵便等払出票を基に、現品と照合した結果、郵便切手類出納（受払）簿において、出納の記載をしていないものがあったので、米子市物品管理規則（平成17年米子市規則第47号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。なお、郵便切手類は、施錠することができる場所に保管されていた。

〔地方創生推進課〕

1 監査対象の概要

地方創生推進課の配置は別図2のとおりで、所掌する事務は次のとおりである。

(1) 地方創生の推進に係る事務の統括に関すること。

(2) 移住定住の促進に関すること（他の課の所掌に属する事項を除く。）。

(3) 未婚晩婚化対策に関すること（他の課の所掌に属する事項を除く。）。

また、平成29年度一般会計歳入歳出予算執行状況（平成29年12月末日現在）は別表2のとおりであった。

2 監査の結果

(1) 予算の執行と経理事務

ア 資金前渡に関する事務については、現金出納簿において、収入日及び支払日の記載を誤っているものがあったので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

イ 旅行に関する事務については、適正に処理されていた。

- ウ 収入に関する事務については、次のとおりであった。
- (ア) 県支出金及び諸収入においては、適正に処理されていた。
 - (イ) 財産収入においては、調定日を誤っているものがあったので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- エ 報酬に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- オ 需用費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- カ 役務費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- キ 委託料に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- ク 賃借料に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- ケ 負担金及び補助金に関する支出事務については、支出負担行為日を誤っているものがあったので、米子市予算の編成及び執行に関する規則（平成17年米子市規則第45号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- コ 時間外勤務に関する事務については、時間外勤務手当の支給額を誤っているものがあったので、今後、適正に処理すること。なお、当該時間外勤務手当は、清算済みである。
- (2) 公有財産の管理事務
- 公有財産台帳の整備に関する事務については、地方創生推進課の公有財産台帳副本と総務管財課の公有財産台帳正本とを照合した結果、登録事項は符合した。
- (3) 物品の管理事務
- ア 備品の管理に関する事務については、備品台帳を基に、現品と照合した結果、備品の記録をしていないものがあったので、米子市物品管理規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- イ 郵便切手類の管理に関する事務については、郵券等払出票を基に、現品と照合した結果、郵便切手類出納（受払）簿を作成していなかったもので、米子市物品管理規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

〔企画課〕

別図1 組織図

企 画 課 —— (企 画 員)

別表1 平成29年度一般会計歳入歳出予算執行状況

(平成29年12月末日現在)

歳入 (単位; 円, パーセント)

費目	A 予算現額	B 調定額	C 収入済額	B - C 収入未済額	C/A	C/B
総務費国庫補助金	7,200,000	7,200,000	0	7,200,000	0.0	0.0
利子及び配当金	753,000	0	0	0	0.0	-
基金繰入金	752,000	0	0	0	0.0	-
雑入	0	3,920	3,920	0	-	100.0
合計	8,705,000	7,203,920	3,920	7,200,000	0.0	0.1

歳出 (単位; 円, パーセント)

費目	A 予算現額	B 支出負担行為額	C 支出済額	A - C 予算残額	C/A	C/B
企画費	2,825,106,000	2,824,158,505	2,109,425,255	715,680,745	74.7	74.7
合計	2,825,106,000	2,824,158,505	2,109,425,255	715,680,745	74.7	74.7

〔地方創生推進課〕

別図2 組織図

地方創生推進課 —— (企画員)

別表2 平成29年度一般会計歳入歳出予算執行状況

(平成29年12月末日現在)

歳入 (単位; 円, パーセント)

費目	A 予算現額	B 調定額	C 収入済額	B - C 収入未済額	C/A	C/B
総務費県補助金	5,575,000	2,575,000	0	2,575,000	0.0	0.0
財産貸付収入	1,260,000	800,196	800,196	0	63.5	100.0
雑入	352,000	222,603	222,603	0	63.2	100.0
合計	7,187,000	3,597,799	1,022,799	2,575,000	14.2	28.4

歳出 (単位; 円, パーセント)

費目	A 予算現額	B 支出負担行為額	C 支出済額	A - C 予算残額	C/A	C/B
企画費	13,743,760	8,819,378	8,424,290	5,319,470	61.3	95.5
合計	13,743,760	8,819,378	8,424,290	5,319,470	61.3	95.5